

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特手個人情報の漏えいその他の実態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

清水町長

公表日

令和8年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者及びひとり親家庭等の助成に関する事務
②事務の概要	<p>清水町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成4年4月1日清水町条例第23号)に基づき、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費を助成することにより保健の向上に資するとともに福祉の増進を図る。</p> <p>特定個人情報は次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・医療費助成受給対象者に係る申請書等(申請、届出又は申出)の受理、当該申請等に係る事実についての審査又は応答に関する事務・医療費受給者証に関する事務・医療費助成支給に関する事務・高額療養費等の徴収に関する事務・統計処理に関する事務 <p>〈Publicb Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務〉</p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、本町は、Publicb Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐づけ及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	福祉医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、Publicb Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児等医療費助成事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	清水町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項 行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課 保険係
②所属長の役職名	町民生活課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒089-0192 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 清水町町民生活課保険係(0156-62-1151)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒089-0192 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 清水町民生活課保険係(0156-62-1151)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		人為的ミスを防止する対策として、複数人での確認作業や事務処理マニュアルの作成を行っている。

9. 監査

実施の有無

[自己点検]

[内部監査]

[外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
<選択肢>	

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を含む書類やUSBメモリ等の電子記録媒体の保管方法として、施錠可能な書棚を使用することを徹底している。なお、電子記録媒体では業務端末上の使用を制限されている。

变更箇所